

木曾川水系連絡導水路事業監理検討会（第7回）

参考資料

平成21年8月7日

独立行政法人水資源機構

中部支社

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第３回） 議事概要

日 時：平成２１年５月２７日（水） １３時３０分～１６時

場 所：水資源機構 中部支社 ４階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長

愛知県 地域振興部長（代理：水資源監）

愛知県 建設部長

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」

「資料-1 木曽川水系連絡導水路事業の経緯・進め方」

「参考資料」

議事要旨

１．名古屋市から次のとおり、今般の事情説明、考え、および今後のスケジュール等について説明を聞いた。

- ① 河村市長が国会議員時代に導水路の必要性について疑問を持ち、市長になった今でも同じ思いであることなどを表明したものであり、名古屋市として、導水路事業からの撤退を正式に決めたわけではない。
- ② 名古屋市として導水路事業に参画する必要性を改めて検討したいと考えており、環境レポートの進捗も考慮しながら目処として夏頃には結論を得たいと考えている。
- ③ 名古屋市として検討するため、当面、連絡導水路事業に係る負担金の本年度第１回目である５月の支払いを止めてもらっている。

２．中部地方整備局及び水資源機構から、本事業については、平成１６年６月に行われた三県一市副知事・助役会議での確認事項を踏まえ、平成１６年１０月に設置された「徳山ダムに係る導水路検討会」において関係者間で検討を重ねて計画案を作成してきたこと、また、次のとおり、法律に基づいて三県知事・名古屋市長

等の意見を聴き、又は同意を得て事業を実施してきた経緯を説明し、今後はこれらの経緯を踏まえて対応していくことを全員で確認した。

① 本曾川水系河川整備計画（平成 20 年 3 月策定）

河川法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴き、名古屋市長等の意見も愛知県知事等を通じて聴いた上で計画を策定した。

② 本曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更（平成 20 年 6 月策定）

水資源開発促進法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴いた上で計画を策定した。なお、愛知県は名古屋市の意見を聴いた上で回答している。

③ 本曾川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画（平成 20 年 8 月策定）

水資源機構法に基づき、水資源機構理事長が特定利水者である愛知県企業庁長・名古屋市長に意見を聴くとともに、費用負担の同意を得たのち、事業実施計画について三県知事に協議した上で、計画を策定した。

3. 名古屋市の今般の動きに対し、各県から下記の意見があった。

① これまで三県一市を始めとする関係者が連携・協力して進めてきた経緯を踏まえない、今回の名古屋市長の突然の撤退の意思表示は、極めて遺憾である。

② 岐阜県は徳山ダム建設にあたり、下流域の治水・利水のために多大な犠牲を払っている。上流水源県である岐阜県、特に 466 世帯全村移転という大きな犠牲を強いられた旧徳山村村民に対し、名古屋市は徳山ダムに確保された水をどう取り扱うのかを含め、説明責任を果たすべきである。

③ 近年の小雨化傾向などによる水不足が心配されるなか、短期の動向にかかわらず長期的視点で計画的に水資源を確保する必要があると考えるが、名古屋市としてどう考えているのか、今後早急に示してほしい。

④ 三県一市は運命共同体として、相互に水資源の確保に努めつつ、渇水時には互譲の精神で調整し乗り越えてきたが、今後の渇水調整のあり方をどう考えていくのか。

⑤ 本事業は、関係者が連携・協力し、多くの時間をかけ各々が最も効果的な事業となるよう調整し、法に基づいて手続きを踏んできたものであり、名古屋市の判断により三県の負担

が増加することは絶対に受け入れられない。

- ⑥ 環境影響検討の結果問題がなければ、本事業を現計画どおりに平成２７年度までに完成させるべきと考えるが、今後の名古屋市としての意思決定に至る手順及び時期を速やかに明らかにしていただきたい。

４．今後の調整の進め方

- ① 名古屋市は、本日の各県からの意見・質問に対して、真摯に検討するとともに、市としての本事業に参画する必要性についての検討を早急に進める。
- ② 本検討会は、名古屋市の検討状況に応じて、随時、開催するものとする。

以上。

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第4回） 議事概要

日 時：平成21年6月16日（火） 9時30分～11時50分

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長（代理：次長）

愛知県 地域振興部長

愛知県 建設部長（代理：技監）

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」「規約」

「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要」

議事要旨

1. 木曽川水系連絡導水路事業は、異常渇水時の緊急水の補給及び都市用水の導水を目的とした事業であり、本事業における三県一市の関わりは下記のとおりである。従って、名古屋市は利水事業者として、本事業に参画するか否かを早急に示すべき。

① 異常渇水時の緊急水の補給（治水）

国土交通省並びに治水関係の負担金を負担する愛知県、岐阜県及び三重県

② 都市用水の導水（利水）

利水事業者である愛知県及び名古屋市

2. 5月27日に開催した、第3回事業監理検討会において各県から出された意見に対して、名古屋市から下記の説明があった。

① 旧徳山村村民に対する説明責任について

名古屋市は、これまでも水源地に対する感謝を込めて数々の上下流交流を実施してきている。名古屋市として、徳山ダムに確保した水をどう取り扱っていくのか、今後の判断により説明責任を果たしていきたい。

② 長期的な視点で計画的に水資源を確保することについて

本市としても長期的視点に立った安定的な水源の確保が必

要であると考えている。これまでの間、渇水年を考慮した水資源確保の考え方、近年の少雨化傾向と河川流量の減少などに見られる木曽川水系の渇水リスクの高まりや、平成6年渇水の状況及び今後予想される渇水時の影響、渇水時の水利調整の方法など、渇水対策を中心に木曽川水系連絡導水路の有用性や必要性について議論してきた。

③ 今後の渇水調整のあり方について

これまでは、木曽川水系緊急水利調整協議会など、国、三県一市を中心とする渇水時における水利調整の枠組みで渇水を乗り越えてきたと認識している。さらに、平常時からの、渇水時水利調整のあり方についての検討も必要ではないかと議論をしている。

④ 名古屋市の撤退により三県の負担が増加することについて

これまで三県一市で長い間議論を積み重ね、法的な手続きを経ていること、又、名古屋市の撤退による三県の負担増に対する、三県の意見は十分承知している。本市の負担額は、本市で判断していくうえでの大きな要素になると考えている。なお、徳山ダム負担金と管理費については今後も支払っていく。

⑤ 名古屋市としての意思決定に至る手順について

これまでに、名古屋市としての導水路事業の必要論と不要論について、両方の立場から学識経験者を交えて市長が意見を聞く機会を設けた。これを踏まえ、6月市会の後できるだけ早い時期に、公開の討論会を開催したい。この討論会后、夏頃を目途に名古屋市としての結論を得る方向で考えている。

3. 名古屋市からの説明に対し、下記の意見があった。

① 名古屋市の検討の促進と迅速な意見表明について

前回の事業監理検討会において確認された、各県からの意見に対する名古屋市の説明が不十分なため、検討がさらに促進されること、及び名古屋市の事業参画の可否についての意思表明に至る手順を早急に明確にすることを強く要請した。

② 名古屋市の水余りの考えについて

5月以降、「名古屋市は水が余っている」との報道が続くことに対し、名古屋市に説明を求め、次のとおり説明があった。名古屋市としては、現行の水需給計画は、平常時だけではなく、十年に一回の渇水時においても市民に安定供給が可能となるよう策定している。

③ 名古屋市から事業関係者への丁寧な説明等について

新聞報道等にあるような様々な動きのなかで、名古屋市は、日頃より事業関係者に対する丁寧かつ詳しい説明を行うとともに、報道機関に対し正確な情報提供を行うよう強く求めた。

④ 農業用水との調整に関する関係者の受け止め方について

「異常渇水時の農業用水への協力要請」の報道に対する農業関係者の受け止め方について、愛知県より報告があった。

農業用水に非常に余裕があるかのような発言は、非常に遺憾。現在でも、渇水時には水配分で大変苦労している。尾張地域の農地は、名古屋市に食糧を供給する大きな役割を果たしている。渇水時に一方的に犠牲を強いられるのではないかと心配している。名古屋市は責任、努力を放棄しており強い憤りを覚える。発言を改めて頂きたい。

以上

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第5回） 議事概要

日 時：平成21年7月7日（火） 14時00分～16時00分

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長（代理：次長）

愛知県 地域振興部長

愛知県 建設部長

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」「規約」

■ 説明資料：特に無し

■ 参考資料

参考-1 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）

議事概要

参考-2 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第4回）

議事概要

議事要旨

1. 名古屋市から下記の状況報告があった。

- ① 6月定例会において、各党から連絡導水路事業に関する質問があった。事業や撤退に関する考え方、公開討論会の位置づけ、三県及び国との関係などについて質疑があった。
- ② 公開討論会については、開催時期、場所、内容の具体化に向けて検討中である。

2. 6月16日に開催した事業監理検討会（第4回）における意見のうち、特に三県と関わりの深い、「名古屋市が撤退した場合の負担」及び「今後の渇水調整のあり方」について、下記の意見があった。

- ① 名古屋市が撤退した場合の負担について

6月16日の事業監理検討会において、名古屋市から「本市の負担は、本市で判断していくうえでの大きな要素になると考えている」との説明があったことに対して、今回、国・

水機構より、最終的な負担金の試算は、三県一市が合意できる内容を勘案した上で、法律の定めに基づき行う必要があるとの説明があった。

これに対して、現在の事業計画から名古屋市が撤退した場合に、三県の新たな負担は困難である等の意見を踏まえて、国・水機構が事業費等の試算を行うこととなった。

② 今後の渇水調整のあり方について

6月16日の事業監理検討会において、名古屋市から「平常時からの、渇水時水利調整のあり方についての検討も必要ではないかと議論している」との説明があったことに対して、下記の意見があり、国において、今後の渇水調整の考え方を整理することとした。

- 現在、関係者間において、各利水者がフルプランに基づいて必要な水資源開発施設を整備することを前提に水系総合運用を行うことについて検討を進めているところである。しかし、その前提が崩れるのであれば、水系総合運用に関する検討についても影響があるのではないか
- 平成6年渇水において、名古屋市では大規模な断水等の被害は生じなかったが、当該地域の取水の実績や節水の実態はどうであったのか
- 今後、厳しい渇水になった場合、木曽川水系緊急水利調整協議会の場で、自流による水利権にも、他の水利権と同様の節水をお願いすることが必要となるのではないか
- 渇水時に利水者間で水融通を行った場合、その影響は他の利水関係者にも及ぶと考えられることから、関係利水者全体の合意形成が必要ではないか

3. その他の意見

① 堀川導水社会実験について

6月の名古屋市議会における、堀川導水社会実験（平成19年度から21年度末）に関する答弁に対し、国において、堀川導水社会実験の実施に至った経緯を再度確認し、水源県等関係者の意見を聞くなど、今後の対応方針を整理することとした。

② 徳山ダムの負担について

6月16日に開催した事業監理検討会において、名古屋市

より、「徳山ダムの負担金と管理費については今後も支払っていく」との説明に対して、導水路から撤退した場合には、大きな投資をしたにも関わらず、市民に効果として還元されないことが考えられる。長期的な経済性の視点での判断が必要ではないか、という意見があった。

4. 今後の調整の進め方

本日の検討会における意見を踏まえ、三県より国・水機構に対して、至急整理を行うよう要請があった各項目について、三県一市副知事・副市長会議を開催し、整理の結果を説明することとした。

なお、副知事・副市長会議は、至急日程調整を行う。

以上

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回） 議事概要

日 時：平成21年7月30日（木）10時00分～12時00分

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長（代理：次長）

愛知県 地域振興部長

愛知県 建設部長

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」「規約」

■ 説明資料：

資料-1 木曽川水系連絡導水路事業の環境への影響検討について

資料-2 木曽川水系連絡導水路に係る三県一市副知事・副市長会議 議事概要等

■ 参考資料

参考-1 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要

参考-2 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第4回）議事概要

参考-3 木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第5回）議事概要

議事要旨

1. 名古屋市から公開討論会及び討論会後の対応方針について説明があり、これに対して意見があった。

【名古屋市説明】

■ 8月2日の公開討論会では、名古屋市から主に、名古屋市の水需要と水利権、渇水時の水利調整、導水路に係る費用などについて、説明する予定である。また、応募のあった方から抽選で選ばれた100名の一般聴講者のほかに、事業にかかわりのある方にも話を聴いていただく予定である。

■ 公開討論会は、結論を得るための大きな要素ではあるが、この連絡導水路事業は、非常に専門性の高いものであるので、公開討論会後も幅広く意見を聴く必要があると考えている。また、

事業に関係する国や三県との必要な調整を行っていかなければならないと考えている。

- いずれにしても、国や三県を始めとする関係者のみなさまにご迷惑とならないよう、できるだけ早く結論を得たいと考えているが、影響が大きい事業であるので、慎重に判断していきたい。

【意見等】

- 公開討論会は、名古屋市が利水事業者として、連絡導水路事業に参画するか否かを判断するうえで参考とするために開催するものであることを確認した。
- 最終的に名古屋市が撤退を判断した場合には、これまで導水路を必要としている説明に対し、論理的なデータを用いて見直すこととなった理由を説明していただく必要があるとの意見があり、名古屋市より説明責任があるとの回答があった。

2. 環境への影響検討について国・水資源機構より下記の説明があった。

- 環境への影響検討の結果は、「環境レポート（案）」として取りまとめて7月31日に公表し、約1ヶ月間の供覧を行い、併行して連絡導水路沿線市町への意見聴取を行う。また、8月12日には岐阜市内において説明会を開催する。
- 供覧、沿線市町への意見聴取等の後、この結果も含めて岐阜県への意見聴取を行い、その後、頂いた意見を踏まえて、速やかに環境レポートを取りまとめる予定。
- なお、5月7日に開催した、第2回事業監理検討会において追加検討を行うこととした、通常時は長良川に導水せず直接木曽川へ導水し、異常渇水時の緊急水の補給時に限り長良川へ補給する案も含め、環境への影響は小さいと評価された。今後、供覧・意見聴取の結果を踏まえ、水資源機構としてはこの案を主に、調整を進めることとしたい。

3. 三県一市副知事・副市長会議の議事概要等

7月10日に開催した副知事・副市長会議の議事概要について事務局より報告があった。また、会議において出された意見について、8月2日に開催される名古屋市公開討論会において参考となるように、下記について各々より具体的な説明がされた。

1) ダム計画上の開発水量と現在の水需要を比較して「水は十分ある」との議論について

- 現在のダム計画上の開発水量は、昭和40年代以前の河川流況のデータにより検討算定されたものである。
- 近年の少雨化傾向を反映した供給可能量を見ると、名古屋

市の都市用水においては、ダム計画上の開発水量に対して、10年に1回程度の渇水に対する実力は約7割まで低下。平成6年渇水に対しては約5割に低下。

■ 現在の水需給バランスは、この実力の低下した供給可能量と需要量を比較する必要がある、決して水余りの状況ではない。さらに、平成6年渇水に対しては供給可能量が大きく不足している。

■ なお、水利権の更新にあたっては、需要予測とこの供給可能量の実力に合わせた、減量の変更手続きを進めている。

2) 今後の渇水調整のあり方関連

① 平成6年の渇水被害

■ 平成6年の渇水時には、水道用水においては、知多半島等で最長19時間断水、瀬戸市等の約380,000戸で断水、岐阜県の約600戸で断水、約2,700戸で出水不良、名古屋市内の約75,000戸で出水不良の被害が発生した。

■ 工業用水については、愛知県約303億円、三重県約150億円の被害が発生した。

■ 農水産物等における被害は、愛知県約25億円、三重県約10億円、岐阜県約28億円であった。

■ 異常少雨の影響の他、河川水の取水制限を補うために地下水が汲み上げられ、海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲な地域で地盤沈下が生じ、水害に対する危険性が拡大。安易に地下水取水に頼ることは国土保全上問題である。

② 平成6年渇水時の既得農業用水の懸命の努力

■ 平成6年の渇水では、農業関係者の理解の下、既得農業用水において60%節水という非常に大きな協力をいただいたが、そのために土地改良区を中心に各農家にいたるまで水管理の徹底、番水の強化、排水の再利用など懸命の努力を強いられた。

■ 平成6年は、既得農業用水も大きな痛みを伴ったが、あくまでも未曾有の渇水に対する異例の措置であり、60%もの節水協力をいただいたことを前提とはできない。

■ 市長は農業用水と調整すると言っているが、その考えは水道用水の被害を農業用水に一方的に押しつけることであり、農業・農家をあまりに軽視しているのではないか。

③ 木曾川水系連絡導水路の効果

■ 導水路の完成によって可能となり、各県が等しく恩恵を受けることが出来る水系総合運用により、10年に1回程度

発生する渇水時においては、取水制限が回避され、平成 6 年のような異常渇水時においても、木曽川上流ダム群の枯渇は回避されることが考えられる。

- 名古屋市が、平成 6 年のような異常渇水時において水系総合運用の恩恵を受けられない場合、名古屋市が木曽川上流ダムに有する容量は空になり、もし、自流水利権のみの取水となった場合には、節水率は約 5 割に達すると想定される。

4. その他

- 1) 水機構法第 13 条に基づき、事業実施計画の変更を行うにあたっては、利水者の意見の聴取と費用負担の同意、関係知事に協議を行うことが必要であると水機構から説明があった。
- 2) 名古屋市は公開討論会開催後速やかに国・水機構及び三県に状況の報告をする。

以上

木曽川水系連絡導水路に係る三県一市副知事・副市長会議 【議事概要】

■日 時：平成21年7月10日（金） 10:30～11:30

■会 場：愛知県自治センター4階 大会議室

■出席者：西藤岐阜県副知事、西村愛知県副知事、江畑三重県副知事、山田名古屋市副市長
佐藤中部地方整備局長、丸山水資源機構中部支社長 他

■配付資料：

- 議事次第等
- 資料－1 名古屋市が撤退した場合の概算の事業費等の試算
- 資料－2 導水路事業監理検討会での三県の意見を踏まえた、今後の渇水調整のあり方
- 資料－3 堀川導水社会実験について

■議 事：

1. 名古屋市からの状況報告

【説明：名古屋市】

- ・ 河村市長は、衆議院議員時代から疑問を持っており、市長となった今もその疑問は変わっていないが、代議士という立場と市長という立場も加味しながら判断をしていきたいと言っている。
- ・ 市として撤退を決めた訳ではない、市民から幅広く意見を聞くことが必要との市長の意向により、事業への参画の是非について、議論を行っているところ。
- ・ これまでに、名古屋市としての導水路事業の必要、不要論について、双方の立場から学識経験者から、市長が意見を聞く機会を設けている。
- ・ これを踏まえ、今後できる限り早い時期に公開討論会を開催したい。討論会の後に、市としての結論を得る方向で考えている。
- ・ 本市としての結論を得るにあたっては、本市の負担がどうなるのかが、判断のための大きな要因になると考えている。
- ・ 徳山ダム本体の負担金と管理費については、今後も支払っていく。
- ・ この木曽川水系連絡導水路事業においては、三県一市で議論を積み重ね、法的な手続きを経て本市も合意してきたもの。今後も、国や愛知県、岐阜県、三重県の皆さまと必要な協議を重ねて、結論を得ていきたいと考えている。

【意見・質問】

- ・ 市長から事務方へ「水あまり」の根拠を示されたのか。（愛知県）
- ・ 市としてフルプランにおける需要推定を見直す点があるのか、見直すべき事情変化が起こったのか。（愛知県）
- ・ 公開討論会は、客観的・中立的・公平に行われるよう要請する。「結論ありき」とならないようお願いしたい。（愛知県）
- ・ 導水路事業から撤退するということは、未来永劫徳山ダムの水を利用しないということか。（愛知県）

- ・ これまでの経緯、昨年 8 月に合意したばかりであるのに、今回の話しは非常に唐突であると受け止めている。(三重県)
- ・ 徳山ダム及び導水路は、国、水資源機構及び三県一市でその必要性について様々な角度から検証を行い、議論を重ね、合意形成を行ってきた。(岐阜県)
- ・ 上流の水源地として、森林保全、水源保全に力を入れ、特に徳山ダムの建設に関しては、旧徳山村の466全世帯移転という、大きな犠牲を余儀なくされた中で進められた。(岐阜県)
- ・ 突然にあのような報道・発言があったことから、大変驚き、遺憾。(岐阜県)

【回答:名古屋市】

- ・ 市長は、水源の開発水量と現在の水需要を比較して「水は十分にある」と言っていると理解している。
- ・ 水需要の見直し、事情の変化については、市役所内の議論は渇水時の対応を中心に進めており、現時点では見直しについての諸条件について、判断できる状況にない。
- ・ 徳山ダムの水の利用については、この会議で頂いた意見や諸条件を参考にしながら、幅広く議論した上で、慎重に判断していきたい。
- ・ 公開討論会は専門的という要素があるが、中立的、公平になるよう工夫していきたい。

2. 意見交換

1) 名古屋市が撤退した場合の概算の事業費等の試算

- ・ $1.7\text{m}^3/\text{s}$ 減ることになっても、10 億円しか減額にならない理由は。(三重県)
 - トンネルの直径は4mから 10~20 cm程度しか小さくならない。トンネルの施工に必要な機械設備や仮設備についても、必要な設備は殆ど変わらない。(水機構)
- ・ 負担者未定の部分は、将来的にどうなるのか。(愛知県)
 - 名古屋市において、今回の結果を市の判断するためのひとつの材料としてご検討頂きたい。この結果を見て三県からもご意見を頂いた上で、考えて参りたい。(水機構)
- ・ 費用の負担増には到底応じられない。(愛知県、岐阜県、三重県)
- ・ 一方的に県の水道負担が増えるということは、県水道の経営に影響を与え、500万人近い県民に給水している市町水道事業にも影響が広く及ぶものであり、県民の理解は全く得られない。(愛知県)
- ・ 費用の負担については、法律に基づき、国・水資源機構が整理して頂きたい。(岐阜県)

2) 今後の渇水調整のあり方

- ・ 平成6年の渇水時に甚大な被害があった事実を受け止めていただきたい。県はこれを受け止めて徳山ダム等の水源開発を進めてきた。(愛知県)
- ・ 水利調整は農業用水からすればいいという安易なものの考え方があるが、農業者は既得農業用水を守るため、犬山頭首工整備などに多額の費用を農家自体が負担した事実もある。(愛知県)
- ・ 平成6年の時に既得農業用水が懸命の努力をして、60%の大きな節水をした。こうした異常事態での調整があったわけで、これを今後の渇水調整の前例とすべきではない。(愛知県)
- ・ 互譲の精神に基づき既得権の水利調整も当然必要だと思うが、平成6年の渇水においてできたから、将来にわたって同じようなことをすれば良いという考え方はまずい。我々は元々こういうこと(渇水被害、異常な事態での調整)があったから、徳山ダム、導水路をつくろうとしているのだから。(愛知県)
- ・ 徳山ダム、導水路の完成や水系総合運用などダムを枯渇させない方策を進めている中で、今後、木曽川上流のダムが枯渇する可能性があるような厳しい渇水になった場合は、ダム

の水利権と、名古屋市の上水、それから農業用水を含めた自流による既得水利権を同等に考えていくという基本的な考え方である。(中部地整)

- ・ 市長は市議会で農業用水との調整は困難ではないと答弁されており、農業団体といろいろ調整しているとの話しも聞こえるが、状況をお聴かせ願いたい。
 - 市内の農振地域で、市長自ら視察し、農業用水の実態について調査を進めている状況。(名古屋市)
 - 1対1で農業用水などと水の融通について勝手に話を進めるというつもりはない。(名古屋市)
- ・ 互譲の精神で調整しても平成6年のような被害が生じることを我慢するものなのか、あるいは連絡導水路によってそれを緩和すべきなのかということを考える必要があるということだと思う。(岐阜県)
- ・ 水系総合運用によって渇水にかなりの効果があると期待しており、是非進めていただきたい。(岐阜県)
- ・ 仮に導水路から撤退した場合には、名古屋市を除いて他で水系総合運用を行うことになるのではないと思うが、考え方をお示し頂きたい。(岐阜県)
- ・ 今後の渇水調整に当たっては、木曽川水系緊急水利調整協議会などで、全ての関係利水者の合意形成を図って頂きたい。(三重県)

3) 堀川導水社会実験について

- ・ 堀川導水社会実験と連絡導水路は切り離せない問題と考えている。是非とも名古屋市には導水路に参画していただきたい。(愛知県)
- ・ 国と愛知県と名古屋市の3者で確認された上で始まったものであり、あくまでも、3年間の社会実験ということで理解している。その後、何かあるのであれば、当県も含めて関係者間でしっかり議論していただきたい。(岐阜県)
- ・ 川がきれいになることは望ましい。社会実験終了後どうするのか議論する際には、伊勢湾の水質にも十分配慮して検討しなければならない。(三重県)
- ・ 社会実験については、国、三県、漁協のみなさま方のご理解とご協力があったて実現できたと認識している。(名古屋市)
- ・ 上下流の方々への配慮という意味では、市として様々な取り組みをしており、伊勢湾を含めた上下流の皆様への配慮を忘れることはありませんので、重ねて感謝を申し上げるとともに、今後ともご理解いただければと思っている。(名古屋市)

3. その他

- ・ 本日の要点を整理した資料、また、三県からはご意見をいただいた。今後、名古屋市として導水路事業への参画の是非について、慎重に判断していきたい。(名古屋市)
- ・ 判断に至るには、国、三県と十分な協議を重ね、連携をより強化することも含め、情報交換など丁寧に進めさせていただく。(名古屋市)
- ・ 3県1市はいままで良い関係を保ちながら、連携して事業を行ってきた。特に愛知県と名古屋市の関係は、万博など成功を収めてきた。お互いの信頼関係のなかで成り立ってきたのではないかと。今回の件でこうした信頼、強調が崩れることがないようにお願いしたい。(愛知県)
- ・ 今回の3点の具体的な調整については、国、水資源機構が事業者としてイニシアティブをもって調整して頂きたい。(岐阜県、三重県)
- ・ 今後は、名古屋市の状況に応じて事業監理検討会で議論し、節目には副知事 副市長会議を開催する。(中部地整)